

安全教育にも 取り組んでいます



一般社団法人
札幌市PTA共済会
理事長 土田 修

日頃より、当共済会の事業運営にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

当共済会は二人はみんなのために みんなは一人のためにという相互扶助の精神のもと、園児、児童、生徒の学校管理下外のケガと保護者等のPTA活動中のケガへの補償を行っています。さらに、身体への障害、物品への損傷などの補償といったPTA活動にかかわる賠償責任補償事業を進めています。

共済金の給付事業を行う一方、安全普及啓発事業も行っています。主な活動として、①幼稚園・小学校を対象とした事業では、演劇ユニットわんわんズによる「交通安全教室」を行っています。②中学校を対象とした事業では、「命の授業」と称し、中学校で行われる命にかかわる授業に対し支援を行っています。③各区のPTA連合会との共催による事業では、「交通安全標語コンクール」を行っています。各区の最優秀作品の表彰と受賞された交通安全標語を入れた交通安全旗とポスターを作成し、各園・学校に配布し交通安全の啓発活動に役立てていただいています。

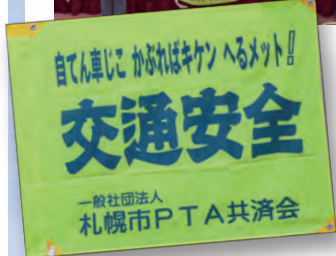
このように共済給付事業だけでなく、子どもたちの安全を守る事業にも力を入れています。今後とも一般社団法人札幌市PTA共済会をよろしく願っています。



▲交通安全標語
コンクール



▲交通安全旗



▲交通安全教室

PTA共済会からの お知らせ



事故報告・共済金 請求手続きについて

この共済金給付制度には、学童(園児・児童・生徒)のための「学校管理下外を補償する共済」と保護者等のための「PTA活動中を補償する共済」の二つがあります。

★事故があったら

対象となる事故にあった場合は、速やかに「事故報告書」の提出が必要です。学校のPTA共済会担当の先生へご連絡願います。

※ケガをした日からその日を含めて30日以内に報告がない場合は、共済金の支払ができないことがありますので、ご注意ください。

★ケガの治療が終わったら

治療終了後、「共済金請求書兼治療申告書」を学校のPTA共済会担当の先生へ提出してください。学校管理下外の事故を請求する場合は、ケガをした日から起算して3日目以降においても治療が続いている状態、という「日数条件」があります。PTA活動中の事故に日数条件はありません。また、共済金の支払限度日数は、事故が発生してから180日となっていますので、治療途中であっても180日が経過しましたら、請求してください。

★診断書が必要な場合は

共済金請求額が5万円以上の時、入院を伴う手術をした時は医師の診断書(コピー可)が必要です。その他の場合は、領収書又は診療明細書(いずれもコピー)を添付してください。

★不明な点は

各学校のPTA共済会担当の先生または札幌市PTA共済会の事務局へお問い合わせください。札幌市PTA共済会 TEL(011)671-2372

「領収書」又は
「診療明細書」が
必要です!

医療機関で領収書
が発行されない通
院の日は「診療明
細書」の発行をお
願いし、無くさない
ように保管して「請
求書兼申告書」提
出時にコピーを添
付してください。

